

農地中間管理事業規程

(事業実施の基本方針)

第1条 一般社団法人京都府農業会議は、地域合意に基づく農用地の有効利用の促進と多様な担い手の育成のため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「法」という。）第 4 条の規定により、農地中間管理機構（以下「機構」という。）として指定を受け、市町村や農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関（以下、「市町村等」という。）と連携して、農地中間管理事業（法第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準)

第2条 機構は、次に掲げる区域を重点区域として、農地中間管理事業を実施するものとする。

- 一 京力農場プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域や、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金又は土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）等に係る地域の協議において、農地利用の在り方が議論されている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域。
- 二 なお、一の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第3条 機構は、以下に掲げる農地については、農地中間管理権を取得しないものとする。

- 一 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等

なお、遊休農地であっても、再生利用が可能な場合や遊休化の解消に向けた措置の実施が期待される場合であって、借受希望者への貸付けが見込まれる農用地等については、農地中間管理権の取得について十分検討をするものとする。

- 二 当該区域における過去の借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容、圃場の条件、面的まとまりの状況、その他の事情からみて、当該区域内で機構が貸し付ける可能性が著しく低い農用地等

ただし、農地法第 34 条の規定による農地の利用関係の調整を経て農地集積等の見込みのあるものは、この限りではない。

(借受希望者の募集等)

第4条 機構は、借受希望者の募集を通年行う。

- 2 募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域（京力農場プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町村の意見を聞いて決定する。
- 3 機構は、当該区域における次に掲げる事項を明確にして募集を行うこととする。
 - 一 区域の特徴（中山間地域、平場など）
 - 二 区域の農用地等の特徴（圃場整備の実施状況、水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
 - 三 当該区域内の担い手の存在状況
- 4 機構は、募集に当たって、応募者に対し次に掲げる事項を明確にしてもらうものとする。
 - 一 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
 - 二 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - 三 借受けを希望する期間
 - 四 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
 - 五 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）
- 5 機構は、応募者について、次に掲げる事項を整理し、インターネットの利用により公表するものとする。
 - 一 その氏名又は名称
 - 二 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
 - 三 借受けを希望する農用地等の種別、面積
 - 四 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別等
- 6 機構は、新規就農者や広域で借受希望のある法人経営体等のうち、地域で新たに農用地等を確保して意欲的に農業に取り組もうとする者の情報把握に努め、必要に応じ、募集に応じてもらうよう促すものとする。地域内に担い手が十分でない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対して個別に働きかけるものとする。
- 7 機構は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第18条第5項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

(貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法)

第5条 機構は、市町村等と連携を密にして、各地域の以下のことについて把握するとともに、機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の醸成に努めるものとする。

- 一 当該地域の京力農場プランの作成・見直しの状況
- 二 当該地域の担い手の存在状況
- 三 当該地域における機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運の状況
- 四 当該地域の遊休農地の現状及び今後の見通し

2 機構は農用地等の貸付けを希望する旨の申出等があったときは、申出者及び申出に係る農用地等を整理したリストを作成するものとする。

さらに、このリストに基づいて、市町村等の協力を得ながら、当該農用地等の集積・集約化について経営体への働きかけを行うものとする。

3 機構は、貸付希望者の今後の営農継続の見通しを考慮しながら、機構が農用地等を貸付希望者から借り受けてから借受希望者に貸し付けるまでの期間ができる限り短くなるよう努めるものとする。

4 農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。

5 農地中間管理権の取得に当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

6 農地中間管理権の期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して、原則として10年以上となるよう設定する。ただし、農地所有者がこれよりも短い期間を希望する場合には、協議により5年以上の借受けを行うことができる。

7 機構は、利用意向調査によって機構への貸付けの意向が示された遊休農地及び機構と協議すべきとの勧告を受けた遊休農地について、雑草・雑木や土石の除去等の遊休化の解消に向けた措置が講じられることによって借受希望者への貸付けが行われると見込まれる場合には、農業委員会と連携し、当該遊休農地の所有者等に対し、必要な措置を講ずることを促すものとする。

(貸付先決定ルール)

第6条 機構は、農用地利用配分計画の策定や、市町村による機構を經由した貸借権の設定等を一括で行う農用地利用集積計画（以下「集積計画一括方式」という。）への同意による、農用地等の貸付先を決定するに当たって、以下の点に留意する。

- 一 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の

解消に資すること。

- 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 四 基盤整備事業その他農地の条件整備に係る事業が、事業計画を策定する段階から農地の経営体を定めて実施される場合は、当該経営体と優先的に協議すること。
- 五 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平かつ適正に調整すること。

2 機構は、前項の基本原則に則った上で、地域合意に基づいた農地利用の集積・集約化を促進するため、地域における農業者等による協議の結果である京力農場プランの内容を十分考慮するものとする。

3 地域内に借受希望者がいる場合には、以下のとおり対応することとする。

- 一 研修農場として活用されていた農地を当該農場の研修生が経営を開始するために借り受ける場合、当該借受希望者と優先的に協議するものとする。
- 二 担い手の経営規模の拡大、分散錯圃の解消にむけ、以下のような場合において、地域内で利用権の交換等を行うため、機構に農地中間管理権を設定したときは、これらの事情を前提として貸付先を決定（貸付先の変更を含む）する。
 - ① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
 - ② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的としている場合

三 当該農用地等に隣接する借受希望者がいる場合には、当該借受希望者と優先的に協議を行うものとする。

ただし、当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度および当該地域の京力農場プランの内容により、優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。

四 その他の場合（第4条の募集に際してその旨明示した地域）

- ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけ、順次協議を行うものとする。

優先順位の判断に当たって、当該地域の京力農場プランの内容も考慮するものとし、また、必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

- ② ①により貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協

議を行うものとする。

- 4 地域内に借受希望者がいない場合には、以下のとおり対応する。
 - 一 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけ、順次協議を行うものとする。
 - 二 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
 - 三 優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
- 5 市町村が集積計画一括方式を検討している場合には、機構は、市町村段階において、第6条の貸付先決定ルールに即した貸付けの検討が行われ、農用地利用集積計画への同意を円滑に進められるよう、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参加するものとする。
- 6 機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。
- 7 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。
- 8 機構は、京都府知事（以下、「知事」という。）への農用地利用配分計画の認可申請や市町村の農用地利用集積計画への同意協議に当たり、インターネット等の方法を通じて、あらかじめ利害関係人の意見を聞くものとする。

（研修農場としての積極的活用）

第7条 機構は、農地中間管理権を取得した農地について、新たな担い手育成の観点から、地域、市町村等関係機関と連携し、担い手養成実践農場、丹後農業実践型学舎及び宇治茶実践型学舎としての活用を積極的に推進するものとする。

（賃料の水準等）

第8条 機構が農地中間管理権を有する農用地等の貸付先が決まっている場合における借受賃料及び貸付賃料の額は、次の事項を踏まえて決定する。

- 一 当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準
- 二 機構に対する借受希望者と貸付希望者の双方の意向

- 2 機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。
- 3 貸付希望者が有償で貸付けを受ける場合、機構による農用地利用配分計画の策定や、市町村による集積計画一括方式の決定に先行して、保証金の納付又は保証人の設定を選択するものとする。

(農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除)

第9条 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、京都府知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

- 一 農地中間管理権の取得後2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

- 2 機構は、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

(農用地等の利用状況の報告等)

第10条 機構は、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない等の農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供等があった場合には、貸付先に対し利用状況について報告を求めるものとする。さらに、必要に応じて、現地調査の実施等により状況を把握して、契約の解除の可否を判断するものとする。

(農用地等の利用条件改善業務の実施基準)

第11条 機構は、当該農用地等が所有者から機構に一定期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うものとする。

- 一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- 二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第12条 機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インター

ネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

(業務委託)

第 13 条 農地中間管理事業に係る業務のうち、以下のとおり委託することが適当なものについて、機構は市町村に対し相手の同意を得た上で委託する業務を明確にして、委託するものとする。

- 一 農用地等の畦畔・法面の修繕及び草刈り・管理耕作
- 二 窓口業務
- 三 出し手の掘り起こし業務
- 四 市町村内の受け手の掘り起こし業務
- 五 借受予定農用地等の事前調査
- 六 貸付農用地等の利用状況確認業務
- 七 出し手及び受け手に対する機構関連事業の実施可能性の説明
- 八 利用条件改善業務の実施
- 九 契約の締結、変更等手続き
- 十 利用集積計画・農用地利用配分計画案の作成
- 十一 関係機関・団体等との連絡調整業務
- 十二 その他、機構が必要と認める事項

2 機構は、前項の業務について、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等に対し、当該組織の委託した業務を適切に行うことができる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして、委託するものとする。

3 業務委託に当たっては、競争入札等により委託コストの削減に努めつつ、業務を適正かつ確実に実施することができる者として知事が指定した者への委託を進めるものとする。

(農用地利用改善事業)

第 14 条 機構は、農用地利用改善団体が農用地利用改善事業の実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び機構に限ることを農用地利用規程に定めようとする場合には、必要に応じて、市町村等と連携して事前の話し合いの段階から参画するものとする。

2 機構は、事前に、農地中間管理権の取得について第 3 条の基準に則して、また、農用地の利用の集積を進めるべき認定農業者が適切に位置付けられているかを、第 6 条に即して、それぞれの調整を行った上で、当該農用地利用規程に対する同意を行うものとする。

(現地推進役)

第 15 条 機構は、市町村等と綿密な連携を図り、効果的かつ円滑に農地中間管理

事業を実施するため、現地推進役を配置することとする。

2 現地推進役は次に掲げる業務を行う。

- 一 機構と市町村等との連絡調整
- 二 市町村間の連絡調整
- 三 機構から委託された業務の支援
- 四 農地集積に向けた地域の取り組み支援
- 五 農地集積についての地域への啓発、気運の醸成
- 六 その他

(評価委員会)

第 16 条 機構は、別に定める農地中間管理事業評価委員会設置規程により、法第 6 条で規定する評価委員会を置くこととする。

(その他)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。